

掲載頁番号	該当行	該当条項等	誤（×）	正（○）	備考
8	1←	法第2条第六号ロの脚注	⇒令元国交告一九七 告・一六一八頁	⇒令二 国交告一九七 告・一六二二頁	
15	12←	法第6条	から第三号まで	若しくは第二号	
15	13←	〃	から第三号までに掲げる	又は第二号に規定する	
42	10←	法第18条38項	から第三号までの建築物	若しくは第二号に掲げる建築物	
64	上段 17～18←	法第五十二条	において）同じ。）	において同じ。）	
159	5←	法87条の4	第一項第一号から第三号	第一項第一号又は第二号	
159	10←	〃	から第三号までに	又は第二号に	
159	11←	〃	第四号	第三号	
299	―	令第46条	「表一」	「表一」を削除	
300	―	〃	「表一つづき」「表二」	「表一つづき」「表二」を削除	
301	―	〃	「表三」	「表三」を削除	
351	本文 1←	令第110条	このロにおいて同じにあつては、	このロにおいて同じ。）にあつては、	
353	11←	令第112条	の部分を含む。をいう。	の部分を含む。）をいう。	
984～985	―	宅地造成等規制法（抄）	宅地造成等規制法（抄）	宅地造成及び特定盛土等規制法 （昭和三十六年法律第百九十一号）抄録 に差替える	令第九条 （中略） 九 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項